

石狩市手話に関する基本条例の見直しに係る提言（平成28年11月）からの抜粋資料

石狩市手話に関する基本条例の見直しに係る提言において、次に掲げる視点を参考に、新たな施策を実施し、または既存の施策の内容を充実させ、さらなる手話条例の推進をしていくことが望ましく、施策の推進方針の見直しを検討していく必要がある旨の提言がある。

手話条例を推進するための施策の見直しの視点について

1 手話やろう者に触れる機会等について

- ・ 現在、学校において行われている手話授業の取り組みに関し、子ども達が幼児期から青少年期までにおいて、継続的かつ体系的に学ぶことができる環境をつくるのが大切であり、市は、教育委員会や学校と連携しながらその取り組みを継続して支援していく必要があること。
- ・ 市内において、子どもが手話やろう者と触れあう機会については、地域間においてその差がある現状を踏まえ、学校以外の場所で手話やろう者と触れあう機会をつくっていくことが必要であること。
- ・ 地域生活におけるろう者の理解をしてもらうことが必要であり、町内会等の地域を意識した手話やろう者の理解の普及啓発をすることが必要であること。

2 ろう者への市の取組支援について

手話条例の目的を実現するための施策の一環として、ろう者が市民へ手話を普及し、又は手話により交流するような活動をしていくことが大切であり、市はその取り組みや活動の拠点となる場所づくりについて支援をしていくことが必要であること。

3 事業所における取り組みについて

社会生活において、ろう者が安心して生活をするためには、事業所において手話やろう者の理解をさらに進めていくことが必要であること。

裏面に続きます

また、手話条例を制定した市の職員は、これまでの職員研修の内容等を踏まえた新たな取り組みが期待されていること。

4 聞こえない子どもや保護者への支援について

乳幼児の時期において、子どもが聞こえないとわかった時に、手話教育（療育）を含めた適切な情報提供、その子どもの保護者への手話習得支援をしていくことが大切であり、今後施策の検討が期待されること。

5 手話が言語であることへの理解について

手話は、コミュニケーション手段としてだけでなく、言語として発展してきており、手話の普及を通じて、手話の言語性や言語としての発展の歴史を理解してもらうような施策の取り組みが必要であること。